

居宅介護支援事業者の指定等について



令和8年7月30日（木）

1 居宅介護支援事業者とは

○「居宅介護支援事業者」とは、要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、次の業務を行います。

- ①心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス(ケアプラン)を作成
- ②サービス事業者等との連絡調整を行う
- ③定期的なモニタリングを行う
- ④要介護認定の申請や更新手続きを代行する

○「居宅介護支援」を利用できるのは、要介護1～5の認定を受けた人が対象です(要支援1・2の人は地域包括支援センターが窓口となります)。

○ケアプランの作成や相談にかかる費用は全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

2 居宅介護支援事業者の指定について

(1) 介護保険法での規定

介護保険法(抜粋)

(平成九年十二月十七日)
(法律第百二十三号)

(指定居宅介護支援事業者の指定)

第七十九条 第四十六条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

(略)

2 居宅介護支援事業者の指定について

(2) 指定居宅介護支援事業者の申請に対する、指定基準

○「人員基準」として、次の基準を満たす必要があります。

- ① 必要な数の介護支援専門員がいること
- ② 管理者は主任介護支援専門員であること

○「設備基準」として「専用の事務所(区画)」及び「必要な設備」を備えることや、「運営基準」として「運営規程」の整備などの基準を満たす必要があります。

2 居宅介護支援事業者の指定について

(3) 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について①

- 「事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について」(令和2年8月3日発出事務連絡)では、「合併前の旧法人が運営する事業所を、合併後の運営法人が継続して運営し、事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で介護事業所が実質的に継続して運営されると指定権者において認める場合は、事業所が自治体へ行う手続きの簡素化や介護報酬上の実績の通算などの柔軟な取扱いが可能」としています。

2 介護予防支援事業者の指定について

(3) 事業所の吸収分割等に伴う事務の簡素化について②

○ 今回、次ページの居宅介護支援事業者から令和8年7月8日付けで申請があった新規指定については、**名称や所在地、事業所の職員に変更がない等**、吸収合併の前後で当該事業所が**実質的に継続して運営される**ものと認められましたので、事務の簡素化を適用し、吸収合併前の内容を引き継いで指定します。

※ 「介護保険事業所番号」や「有効期間満了日」等を引き継ぎます。

3 指定しようとする居宅介護支援事業者

(1) 対象事業所

ア 事業所名	ウエルシア介護サービス白岡
イ サービス種別	居宅介護支援事業
ウ 所在地	白岡市小久喜1413番地

※ 吸収合併前から変更なし

(2) 運営法人

ア 法人名	ウエルシアパートナーズ株式会社
イ 法人所在地	東京都豊島区北大塚1丁目12番15号

※ 令和8年8月31日までは、ウエルシア介護サービス株式会社が運営

3 指定しようとする介護予防支援事業者

(3) 管理者

- ・ 具志堅 泉(主任介護支援専門員)
※ 吸収合併前から変更なし

(4) 人員に関する基準

- ① 介護支援専門員 常勤2人
※ 吸収合併前から変更なし
- ② 事業開始時の利用者の推定数 83人

(5) 指定予定年月日

- ・ 令和8年9月1日(火)